

令和7年度第3回 学びあい育ちあい推進審議会定例会要点録

令和7年7月28日(月)

出席委員 学校教育関係代表

委 員 権 藤 義 彦

社会教育の関係者

委 員 布 施 栄 子

委 員 小 野 和 歌 子

家庭教育関係代表

委 員 細 田 雅 美

学識経験者

会 長 長 島 剛

副会長 田 中 優

公民館利用者代表

委 員 西 山 規 子

公募市民

委 員 倉 品 み ゆ き

多摩市図書館協議会

委 員 高 橋 祥 子

文化財保護審議会

委 員 横 倉 敏 郎

出席職員	教 育 部 長	小 野 澤 史
	行 政 管 理 課 長	大 島 亮 弥
	文化・生涯学習推進課長	垣 内 敬 太
	社会教育・文化財担当課長	石 山 正 弘
	公 民 館 長	伊 藤 麻 衣 子
	教 育 協 働 担 当 課 長	野 原 敏 正

(開会時刻：14時00分)

議事録署名委員：小野委員

議事次第・配付資料

[報告事項]

1 第4次多摩市生涯学習推進計画の令和6年度内部評価について	【資料 1】
2 第4次多摩市生涯学習推進計画中間見直しについて	【資料 2】
3 公民館事業進捗状況について	【資料 3】
4 令和6年度公民館事業報告書について	【資料 4】
5 公民館個人利用の試行実施について	【資料 5】
6 日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTLAプロジェクトの進捗について	【資料 6】
7 令和6年度地域学校協働活動の取り組みについて	【資料 7】
8 「国登録有形文化財保存活用計画」策定に向けた進捗状況について	【資料 9】
9 部活動の地域連携・地域移行について	【資料 10】

[連絡事項]

1 公共施設の使用料設定にあたっての基本方針の改訂とパブリックコメントの実施について	【資料 8】
--	--------

[探求テーマ]

学校・家庭・地域の連携・協働について	【配付資料】
--------------------	--------

会長 :	ただいまの出席委員は、10名である。定足数に達していることから令和7年度第3回多摩市学びあい育ちあい推進審議会定例会を開始する。会議録署名委員は小野委員にお願いする。
会長 :	まず、資料の確認を事務局よりお願いする。
事務局 :	— (社会教育・文化財担当課長より資料確認) —

[報告事項]

1 第4次多摩市生涯学習推進計画の令和6年度内部評価について・・・・・・・	【資料 1】
2 第4次多摩市生涯学習推進計画中間見直しについて・・・・・・・	【資料 2】

会長 :	報告事項1「第4次多摩市生涯学習推進計画の令和6年度内部評価について」及び報告事項2「第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直しについて」を一括で事務局より説明をお願いしたい。
文化・生涯学習推進課長 :	報告事項1「第4次多摩市生涯学習推進計画の令和6年度内部評価について」を報告する。第4次多摩市生涯学習推進計画の内部評価は、令和3年度分から開始し今

回で4回目となる。これまで、学びあい育ちあい推進審議会でも内部評価の仕方等のご意見をいただきてきた。今回は、令和6年度の内部評価結果を報告させていただき、総評部分でご意見をいただければと思っている。資料1-1をご覧いただきたい。第4次多摩市生涯学習推進計画は、推進項目が1~11の項目があり、推進項目ごとに個別施策が複数ある。個別施策の下にアクティビティとして具体的な取り組みがあり、これに対してアウトプットと初期アウトカム、実績と考察、今後の方向性や課題について、全庁照会を行ったものを取りまとめている。126事業の取組みをとりまとめており、資料1-1は評価の元データとしての内容となっている。資料1-1を整理し一覧化したものが資料1-2となり、これは推進項目ごとのアウトプット、初期アウトカム指標の前年度比に関する「◎」「→」「▲」の個数を一覧で確認できるように整理しているものである。これを受け総評としてまとめたものが資料1-3となっている。

令和6年度の振り返りとして、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行から1年が経過し、社会全体が本格的に「アフターコロナ」の段階へと移行する中、市民活動や学習活動においても、対面とオンラインを適宜使い分ける新たなスタイルが定着してきた。市主催の各種イベントや講座も安定的に開催され、ここ数年で新規オープン、リニューアルオープンした施設では、施設利用者数が増加傾向にある。オンラインでの情報発信が進展し、動画やSNSの活用が定着してきた中で、多様な方法で市民への情報提供が行われている。市民がライフステージに応じた情報にアクセスしやすくするため、情報を届けたい年代層に合わせた媒体を活用する工夫が求められている。昨年度の生涯学習の推進に関しては、各推進項目に紐づく126事業を対象とし、内部評価を行った結果、総じて着実な取り組みが図られたことが確認された。市民の生涯学習の支援につながる特筆すべき点としては、今後の目指すべきまちの姿として「協創」を掲げ、多摩市自治基本条例の中に位置づけ、協創推進室という組織をつくったことが挙げられる。多世代の参画、多分野での協働を進め、多世代共生型のコミュニティをつくることで、課題解決、地域の魅力や価値が創造されるというのが「協創」であり、これを実現するため、地域を「支える」「つなぐ」、地域の中で人材を「掘り起こす」という3つの視点のもとに、しくみ・しかけづくりに取り組んでいるところである。

このほか、誰もが学べる環境づくりの観点では、外国人住民と日本人住民が相互に理解し合い、共生するために市が行うべき具体的な施策の方向性を示した「多摩市多文化共生推進基本方針」を策定したことが挙げられる。また、中央図書館は開館2年目を迎え、登録者数は前年比で約4,800人増加し、新たな利用者の獲得が進んだ。来館者100万人を突破するなど、貸出数・来館者数ともに安定した水準を維持し、講座やイベントの定期開催によって、幅広い世代にとっての学びと交流の場としての機能を強めている。

さらに、令和6年8月に初開催された「たまこどもフェス」には、約1万人が来場し、新たな交流の場としてにぎわいを生み、保護者にとっては、幼稚園や保育所選

	<p>びのための情報収集、子育てに関する相談や学びの場としての活用も期待されるところである。</p> <p>指標による視点からは、初期アウトカムの変化が顕著に見られた施策として、個別施策③「生活課題等の相談・支援体制の強化」では、地域包括支援センターの相談件数が大幅に増加した。個別施策⑥「場の提供」では、市内公共施設の来館者数・利用者数は、新規オープンやリニューアルオープン施設を中心に、おおむね増加傾向にある。特に多摩市立市民活動・交流センターでは、施設の認知度が高まってきたことや指定管理者による自主事業の実施等の取り組みによる運営により、利用者数が増加しただけでなく、多世代に利用されており、今後も民間活力により利用者のニーズに応じた多世代のつながりを創出していくことが期待されるところである。一方で、コロナ禍以降で回復傾向ではあるが、利用者数の伸びが頭打ちとなっている施設については、幅広い年齢層にとって利用しやすい環境づくりを進め、多様な利用者による施設利用に向けた取り組みが必要である。また、個別施策⑧「地域活動の担い手育成」については「協創」の取り組み、個別施策⑯「様々な状況に応じた学習・生活のサポート」については、外国人にむけた日本語教室への参加者数、そして個別施策⑰「市民・民間・行政が一体となった事業等の実施」における「聖蹟桜ヶ丘地区の四季折々のイベント」については、せいせきカワマチに関する新たな取り組みを報告しているところである。</p> <p>共通する課題として、地域活動全体においては、担い手の世代交代が大きな課題となっており、庁内ののみならず、地域住民や企業等との連携によって、次世代を担う人材につながるような情報発信や参加の機会の提供が重要である。今後も、地域人材の発掘・育成に重点的に取り組み、市民一人ひとりが“学び”を通じて地域に関わることで、生涯学習の推進を一層進めていきたいと考えている。</p> <p>学びあい育ちあい推進審議会委員の皆さんには、内部評価総評について8月6日までに意見をいただきたい。</p>
会長：	総評に意見をした場合、その意見はどこでどのように活用されるのか。
文化・生涯学習推進課長：	いただいたご意見は、事務局で反映する部分や意見に対して考えるところを含め、推進本部会議で共有していく。次回10月の学びあい育ちあい推進審議会定例会において、その結果を報告させていただく予定である。
会長：	資料1-2で「○」や「▲」で示しているのは、どこの項目が上昇や下降しているのかを見ようとしているものか。
文化・生涯学習推進課長：	一覧化して見ることができるようになっている。例えば、「▲」が多いところは、水準が下がっているところで、ここを発見しやすく、また整理しやすく作成しているものである。
会長：	推進項目4「地域活動・地域づくり」では、個別施策「地域活動の担い手育成」の部分で初期アウトカムが下がっている。つまり、担い手の育成が大変だということか。

文化・生涯学習推進課長 :	そうだ。この担い手の育成が大きな課題となっており、今後しっかりと受け止めていると考えている。
文化・生涯学習推進課長 :	<p>続けて、報告事項2「第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直しについて」を報告する。前回の学びあい育ちあい推進審議会定例会でも中間見直しの方針について説明させていただいた。中間見直しでは、推進項目や目指す方向を大きく変えるものではなく、時代の変化を捉えつつ時点修正ということで行っていく。中間見直しにあたっては、国や都の動向やこれまでの内部評価、一度行った外部評価の結果、市民へのヒアリング結果等から課題抽出を行い、現在今後の展開に向けた準備を進めている。本日は、どのような課題が出ているのかを説明する。</p> <p>資料2-1をご覧いただきたい。令和3~6年度の第4次計画のこれまでの成果について、目指す方向1から4まで設定している。この目指す方向ごとに成果の振り返りをしている。内部評価で説明した11の推進項目は目指す報告に紐づくかたちとなっている。推進項目には成果目標が設定されており、令和元年度、令和3年度、令和5年度の世論調査の結果の数値が記載されている。</p> <p>【目指す方向1】誰もが一步をふみだせるまちでは、推進項目1~3の成果目標に対する推移から定量評価を行った。いずれの推進項目においても、成果目標はおおむね横ばいの状態であり、「広報・情報提供」については、減少割合が比較的大きい結果となった。</p> <p>「広報・情報提供」に関しては、市政情報の入手手段として、たま広報が最も多く、次いで公式ホームページが多く利用されており、令和5年の世論調査結果においてはこの2つの手段で全体の約9割を占めている。令和3年度の世論調査から、YouTubeの市公式チャンネルと市公式LINEが選択肢として追加され、公式SNSを通じての情報入手は、市民がそれぞれに合うコンテンツを利用して行っていることがわかつた。令和元年度当初は公式SNSを「X」のみ対象としていたが、令和3年度の世論調査から市政情報の入手手段の選択肢に「YouTubeの市公式チャンネル」「市公式LINE」が追加されたため、()内はそれらを合計した数値となっている。</p> <p>定性評価について、「居場所・場づくり」に関しては、近年、図書館、KITAKAIさんぽ館、せいせきカワマチの公共施設が新たにオープンしたことが計画策定後の4年間での大きな出来ごととして評価をしている。</p> <p>同様に、【目指す方向2】人と人がつながり認め合うまち、【目指す方向3】いつでもどこでも自分を高められるまち、【目指す方向4】学びあいと協働でかがやくまちについても、推進項目に対する成果目標の定量評価と定性評価を作成し、これまでの成果を振り返っている。課題の抽出については、資料2-3のとおり、国・都の動向は資料2-4となっている。資料2-2は、主な課題を一覧で整理しているものである。現在、計画の反映に向けて具体施策の整理を進めている状況である。次回の学びあい育ちあい推進審議会定例会では、素案をお示しさせていただく。資料2-1のこれまでの成果と今後の展開の部分で、ご意見があるようであれば、8月6日までにいただきたいと思っている。</p>
副 会 長 :	「SNS等」との言葉が多くあるが、現在も含めて今後についてどのような種類のSNSであるのか具体的に教えてほしい。

文化・生涯学習推進課長：	現在、市での公式SNSは、「X」「YouTube」「LINE」のほか「Instagram」がある。行政としてできるものを行っている。
副 会 長：	情報提供としては、これらは良い手段だと思うが、ニーズの掘り起こしが非常に重要であり、利用者の増大につながっていくかと思う。例えば、今夏祭りが多く行われているが、そこでは多摩市の非公式なグループのLINE等で情報が得られていて、とても便利でもある。実はここにニーズがたくさんある。SNSで情報提供することはとても重要であるが、「掘り起こし」を次の課題にあげているのであれば、このあたりにアンテナを張ることも必要ではないかと考える。今後は、どのSNSを使うかが非常に重要になると思う。
文化・生涯学習推進課長：	例えばLINEのオープンチャットの機能は良く使われていると思う。このようなものの使い方を地域の人材の掘り起こしに活用していく、そんな方向性が求められているのではないかとのご意見だと承知した。

3 公民館事業進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 3】

4 令和6年度公民館事業報告書について・・・・・・・・・・・・ 【資料 4】

会 長：	報告事項3「公民館事業進捗状況について」、報告事項4「令和6年度公民館事業報告書について」を一括して事務局より説明をお願いしたい。
公 民 館 長：	資料3「公民館事業進捗状況について」を説明する。「小学生等体験講座」では、6講座を夏休みに実施する。①～③はすでに満員、④～⑥はまだ空きはあるが応募は多くなっている。今年度は、作品を持ち帰ることができ夏休みの宿題として成果物が得られる事業となっている。「永山フェスティバル」は、9月20日・21日開催で日程が決まった。「日野市・多摩市「多様な学びの場構築広域連携事業」（ひのたまULTLA）」は、不登校傾向にある子ども達を対象とした事業で、新たに10月～11月に実施予定である。「民間事業者提案型講座」は、現在2社が決定し、事業者が持つ専門的な知識やノウハウを市民に提供してもらう講座を11月～12月に実施予定である。「中学校吹奏楽支援事業」では、部活動の地域連携・地域移行などの課題に対して、公民館で試行的に吹奏楽部の支援事業を年3回行っていく予定である。現在進んでいる事業は以上である。
公 民 館 長：	引き続き、資料4「令和6年度公民館事業報告書について」を説明する。令和6年度の事業報告を1冊にまとめたものとなる。令和6年度は、コーヒーをテーマにした「街でバリスタ」等の新たな事業を実施した。また、都の事業や出前講座など予算をかけない事業にも取り組んだ。この事業報告書は、多摩市の公式ホームページにおいて公表し事後報告するとともに、公民館の事業記録としても作成している。

5 公民館個人利用の試行実施について・・・・・・・・・・・・ 【資料 5】

6 日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTLA

プロジェクトの進捗について・・・・・・・・・・・・ 【資料 6】

会長 :	報告事項 5「公民館個人利用の試行実施について」及び報告事項 6『日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTAプロジェクトの進捗について』を一括して事務局より説明をお願いしたい。
公民館長 :	資料 5「公民館個人利用の試行実施について」を説明する。公民館では、市民活動の多様化への対応や社会教育活動における発表の場の充実、施設の有効活用を課題として、個人利用試行実施を始める。現在は、多摩市公民館管理運営に関する規則のとおり、2名以上の団体でないと利用者登録ができないという規定であるが、現在は個人で活動する方も増えていることから、規則を改正し、一部の施設について、個人利用も認めていく。対象施設については、両公民館のホール・ギャラリー、関戸公民館の大会議室となる。実施期間は、令和7年10月予約受付分から令和9年3月利用分までを予定している。申し込みは、市内団体が6ヶ月前の1日に抽選による申込みを行い、その1ヶ月後にあたる5ヶ月前の1日より空状況をみて個人による申込みを受け付ける運営としていきたいと考えている。使用料は、団体と同様に市内か市外かで使用料を設定していく。周知については、たま広報、公式HP、施設予約システム、館内掲示、利用案内のはさみ込み等で広く周知していく。実施スケジュールとしては、本日この学びあい育ちあい推進審議会で報告後、規則改正を行い、9月から周知、10月から試行を実施していく予定である。試行実施の振り返りについては、令和9年10月からの使用料改定に合わせて結果を反映させていきたいと考えている。
委員 :	ホールの個人利用というのは、ホールのスタッフも付いて1人で使って良いということか。
公民館長 :	仕様にもよるが、例えば講演会や音楽芸術の発表会などの場合には、委託しているホールスタッフの利用も可能である。
委員 :	対象施設は、ホール、ギャラリー、大会議室の3諸室となり、音楽室や創作室は対象にしないとのことだが、対象施設の基準は何か。
公民館長 :	本来は、社会教育施設として2名以上の団体が優先して使えるのだが、個人利用に関しては利用把握をしたいとの考えがある。この3諸室は、システム予約でなく窓口での予約となっている。システム予約の場合、団体か個人利用か、また利用する理由も把握できないため、窓口で利用内容をヒアリングして予約を受け付けることとする予定である。
会長 :	すでに他市でも実施しているのか。
公民館長 :	すべての諸室で実施している自治体もある。少しずつ個人利用が可能な施設が増えてきているところである。
会長 :	個人利用実施の目的はいろいろとあるが、実際には空いているところをもっと活用していきたいということか。
公民館長 :	そうだ。
公民館長 :	引き続き、資料 6『日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTAプロジェクトの進捗について』を説明する。学校での生活や学習活動になじめない子どもたちや居場所を見つけていく人たちが様々な体験や交流

<p>を通して、自分自身を掴み、その能力を発揮できる学びの場や居場所を社会教育の視点で創出していく「ひのたま U L T L A プロジェクト」は、プロジェクトのテーマ「あそび」を3年間のテーマとしている。おもいきり遊び、楽しみながら興味や関心を見つけてもらい、その過程で自分自身を知ることで人生の学びや将来につなげてもらう。また、「余白」という意味も含み、心のゆとりを大切にすることを掲げている。プログラムの企画・検討については、本プロジェクトは、日野市・多摩市・株式会社 S P A C E の合同チームで企画・運営をおこなっており、地域で子どもたちに関わる活動をしている U L T L A フレンズをファシリテーターとして協力いただき検討を行っている。今年度の事業については、令和7年度のプログラムのテーマを「木と気」として、日野市と多摩市の緑あふれる地域性を活かしたプログラムとし、遊びの中で「木」に触れながら、そのまわりの「空気」や自分の「気持ち」などの「気」につなげたいと考えている。対象は、日野市・多摩市内の公立小学校4年生から中学3年生まで、定員は各市20名、時期は9月～11月土日のいずれか3日間を予定している。8月から各学校に協力いただき周知していく予定である。</p>	
会長：	対象が公立小中学校なのはなぜか。
公民館長：	私立でも不登校のお子さんがいるとは思うが、多摩市では地元の公立小中学校のお子さんをメインにしたいという意向である。
委員：	募集は、小中学校を通して行うのか。
公民館長：	広く広報しても実際には不登校の保護者に届きにくいとの意見もあり、各学校のLINEでの電子配信を活用し、直接届くようにしたいと思っている。
委員：	不登校のお子さんの保護者が、学校からの配信を目にするか心配なところではある。
公民館長：	各校の電子配信に加えて、教育指導課や教育センターから助言をもらいながら行っていく。今は登校できるが以前は不登校であったお子さんやなかなか学校になじめないお子さんなども対象としている。このお子さん達に届くように周知していきたい。
委員：	この事業は、保護者同伴か。
公民館長：	子ども達だけのプログラムである。
委員：	各市20名に設定した経緯を教えてほしい。この設定にあたっては、他の団体などの意見は聞いたのか。
公民館長：	多すぎてもスタッフの目が行き届かないこともありますので各市20名に設定した。また、実際にプログラムを実施するのは株式会社 S P A C E だが、これまでいろいろな自治体で事業を行ってきており、その経験の中でも運営的に40名が良いだろうということで決まったものである。

7 令和6年度地域学校協働活動の取り組みについて・・・・・・・・・・・・【資料 7】

会長 :	報告事項 7「令和 6 年度地域学校協働活動の取り組みについて」を事務局より説明をお願いしたい。
教育協働担当課長 :	資料 7「令和 6 年度地域学校協働活動の取り組みについて」説明する。多摩市では、地域ぐるみの教育で学校・家庭・地域が連携して教育活動を推進する取り組みを行っている。この中心となる地域教育力支援コーディネーターは、地域学校協働活動

	推進員のサポートや大学連携による学生ボランティア派遣制度等を活用し、各小・中学校や地域へ人材を派遣・紹介している。地域学校協働活動推進事業は、各校に1人ずつ（多摩中学校は2人）合計27人いる地域学校協働活動推進員を中心に、地域未来塾をはじめとして、学校教育活動の中に入って学びを支援している。地域学校協働活動推進員を支援する会議・研修としては、(2)のとおり令和6年度は3回開催された。
--	---

8 「国登録有形文化財保存活用計画」策定に向けた進捗状況について・・・・・・ 【資料 9】

会長：	報告事項8『「国登録有形文化財保存活用計画」策定に向けた進捗状況について』を事務局より説明をお願いしたい。
社会教育・文化財担当課長：	鶴牧西公園内にある国登録有形文化財「川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵」の保存活用計画策定事業における進捗状況等について報告する。資料9-2「川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画【概要版】」をご覧いただきたい。保存活用計画は、国登録文化財等を対象に個々の文化財の保存と活用を図るために指針となる基本的な計画で、保存と活用を図るために必要な事項を確認しまとめているものである。今回は、現状把握と課題の整理を行い保存と計画を両立するために必要なルールを定め、残すもの、変えていいものを明確にしている。この活用計画策定は、国からの補助金をもらい令和6・7年度で作成している。資料9-2のとおり第1章から第5章で構成されている。川井家住宅は、主屋が築140年以上、土蔵が築100年以上であり、今後に関しては民間事業者の活力を導入した飲食店等の活用事業の展開の可能性を検討していく。資料9-1のとおり、今後の予定としては、8月に教育委員会定例会に計画素案を諮り、9月に市議会で報告、10月にパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの意見を反映し、2月に教育委員会定例会に諮り原案を決定し、3月に市議会で報告していく。
会長：	多摩市国登録有形文化財保存活用計画有識者会議のメンバーである委員から一言お願いしたい。
委員：	多摩市には、他にも古い民家がいくつかあるがほとんどが移築されたものである。この川井家は落合にある旧家であるが、元々の場所に今もある。この点を活かしていきたいと思っている。
社会教育・文化財担当課長：	来年度には、中を見ていただくイベントなど少しずつ取り組んでいきたいと考えている。

9 部活動の地域連携・地域移行について・・・・・・・・・・・・ 【資料10】

会長：	報告事項9「部活動の地域連携・地域移行について」を事務局より説明をお願いしたい。
社会教育・文化財担当課長：	資料10「部活動の地域連携・地域移行（地域展開）における改革推進期間の取組と今後の方向性」について説明する。背景には、少子化において部活動の維持・継続が困難になっている、教員による顧問のなり手が不足していること、学校の働き方

	<p>改革の一層の推進が求められていることがある。このような背景の中で、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境整備を進めていきたいということやスポーツ活動や文化芸術活動を行うことにより、信頼する友人を見つけたり、部員同士の切磋琢磨や技能向上する中で豊かな中学生活を送ることが目的である。こうした中、直近の国及び都の動向としては、令和6年12月部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部が改訂され、部活動における多様な生徒・ニーズへ配慮することなどが記載されている。また、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」のとりまとめで原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことが示されている。これを受け、市でも生徒、保護者、教員、地域の団体等にアンケート調査を行い、どのようなニーズがあるかを分析している。生徒と保護者については、「楽しさ」「仲間との交流」を求めていることが分かり、部活動の地域移行について保護者はよく知っているが、生徒はよく知らないという実態も分かった。また教員については、自分の専門でない部活動について携わりたくないと考えている教員が約80%存在し、困っていることとして「校務多忙」「休みが少ない」ことが挙げられている。外部団体については、約半数の団体から回答があり、個人での受け入れに関して約6割強の団体から受け入れに肯定的な回答を得ている。</p> <p>次に、多摩市の本改革推進期間における取組について説明する。改革推進期間1年目においては、「実態把握・情報収集」を取組み目標としてアンケートを実施した。2年目は、「課題整理・情報交換・計画策定」を取組目標として、推進計画を策定し、部活動地域連携・地域移行協議会を実施してきた。また、多摩市のガイドラインを作成し、指導に携わる上での課題等の把握と整理を行った。そして改革推進期間3年目の最終年となる本年は、「具体的な取組検討・試行実施」を取組目標とし、休日の部活動の地域移行の試行実施をしていく。今後、説明会を実施し、ニュースレターを通して周知を行っていきたい。今後の方向性については、次年度以降の6年間が改革実行期間となり、国の動向でも説明したとおり令和13年度までに、原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされているので、多摩市においても試行実施から全面実施に移行する時期の検討、試行実施の検証、児童・生徒、保護者、教員、地域・関係団体への丁寧な説明と周知や啓発、指導員への研修を行っていきたいと考えている。</p>
委 員 :	部活動の地域移行については、課題はいくつもあると思うが、学校としてもまずはやってみるというところである。

〔連絡事項〕

1 公共施設の使用料設定にあたっての基本方針の改訂とパブリックコメントの実施について……………【資料 8】

会 長 :	連絡事項1「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針の改訂とパブリックコメントの実施について」を事務局より説明をお願いしたい。
-------	---

行政管理課長 :	前回の定例会では口頭による報告であったため、改めて資料をお示ししたうえで説明する。資料 8-1 をご覧いただきたい。公共施設の使用料設定における基本方針は、平成 17 年度に策定したものである。基本方針では、「利用者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルールの確立」、「柔軟な料金設定・利用方法」を 3 本の柱として位置付けている。第 1 の柱「利用者負担の原則」では、施設を利用する人と利用しない人との公平性に配慮することとしている。第 2 の柱「共通的な使用料算定ルールの確立」は、施設ごとにバラバラに算出するのではなく、統一的な算定方法で計算していくというもの。第 3 の柱「柔軟な料金設定・利用方法」は、施設によって考え方方にバラつきがあった使用料の無料・減免規定についての考え方を整理していくということで見直しに着手し、現在では、統一的な考え方となっている。個人での利用や市外の方の利用についても、これからは施設の有効活用を図っていくという考え方をもとに、施設の空枠についても積極的に認めていくように柔軟な料金設定や利用方法へ変えていく。資料 8-2 は令和 7 年度改訂版の素案となる。現在、資料 8-3 のとおり 8 月 12 日までパブリックコメントを実施し、市民の方からの意見を募集しているところである。ご意見がある場合は、8 月 12 日までにお願いしたい。
会長 :	意見は、パブリックコメントに入れて良いということか。
行政管理課長 :	そのとおりである。

[探求テーマ]

学校・家庭・地域の連携・協働について・・・・・・・・・・・・・・・・ 【配付資料】

教育協働担当課長 :	本日は、「学校・家庭・地域の連携・協働について」説明させていただく。当日配付資料をご覧いただきたい。この取り組みは、文部科学省が次代を担う子ども達の育成について社会全体、地域で取り組んでいこうと掲げているものである。背景には、平成 18 年 12 月に教育基本法の改正で、学校・家庭・地域の連携・協働が規定され、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正で地域学校協働活動や地域学校協働活動推進員の規定が整備されたことがある。 (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクール 学校・家庭・地域の連携・協働に向けて、多摩市教育委員会では、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進するため、既存の「学校支援地域本部」から「地域学校協働活動」へ移行、「コミュニティ・スクール」の導入を令和元年度～令和 4 年度に全校で行った。多摩市では、26 校全校において整備されている。そもそもなぜ地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携が必要なのか。近年の学校課題の複雑・困難化や地域社会の繋がりの希薄化が背景にはある。これを解決するために、地域全体で子ども達の成長を支える社会を目指して、学校と地域が連携・協働を推進していく。多摩市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両輪で一体的に推進している。こうした連携・一体的推進を行うことによって、P D C
------------	---

Aサイクルが回り、より効果的かつ持続的な仕組みが構築でき、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりへ向かっていくと考えている。

(2) コミュニティ・スクールの基本

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」が設置された学校。学校運営協議会とは、学校運営について基本方針の承認等をしているところ。承認に向けては、意見について熟議することが大切。学校運営協議会の役割は、校長が作成する教育課程の編成、学校経営計画、組織編制、また学校関係者評価による学校の運営状況等についての点検及び評価などの検証がある。

(3) 地域学校協働活動の基本

地域学校協働活動とは、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校と地域がパートナーとして、目標を共有しながら連携・協働して行う様々な活動のことである。その中心となって活動しているのが、地域学校協働本部である。各学校の実態に応じて活動している。

(4) 地域教育力支援コーディネーターについて

地域教育力支援コーディネーターとは、多摩市全体の地域学校協働活動の推進をリードする「統括コーディネーター」である。各学校での情報収集や活動状況を見て回り、地域学校協働活動推進員をサポートしている。多摩市では大学講師と兼業されている方1名を配置している。

(5) 地域学校協働活動推進員について

地域学校協働活動推進員は、各校1名（多摩中は2名）を配置し、学校と地域の橋渡し役を担い、学校と情報交換しながら活動のコーディネートを行っている。

(6) 多摩市の地域学校協働活動

多摩市では、一番早い学校では平成23年度から地域支援本部として活動を開始し、平成30年度までにはすべての学校において活動をスタートさせている。地域未来塾は、多摩市の全校で行っており、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目的とした朝や放課後に開催する補修学習教室である。令和6年度には、延べ16,020人の生徒が参加している。活動事例は、24ページから32ページのとおり。

「地域とともにある学校」実現のために、全ての学校で統一したものを実施するのではなく、学校・地域の実状に応じて各校に合った活動を展開している。また、個人に依存する状況や学校管理職が変わることによって持続的・安定的な活動が難しいという課題もある。そのための仕組みとして、学校運営協議会（意思決定）と協働本部（実働）の2つを連携しながら実施している。多摩市がコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両輪で目指すことにより、「地域とともにある学校」の実現となり、地域ぐるみの教育の実現につながっていく。昨年、CSマイスターの方が言っていたことであるが、先進事例を各校で行うことが目的ではなく、自分達の活動を自分達で考えていくことが非常に大切である。また、子ども達には体験格差もある中で、子ども達が体験することにより知識と体験が結び付き学びが確かなものになるとも話されていた。多摩市においても、今後も研修を行い、地域の方へ活動のアピールをしながら取り組みを進めていきたい。

委 員 :	学校運営協議会を構成している人は、学校の校長先生や保護者、地域の住民の方で、学校の経営等を決めていくということで良いか。
教育協働担当課長 :	学校運営協議会の任命は、多摩市学校運営協議会規則で決まっており、委員は地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者等を校長が推薦し教育委員会により任命された方となっている。そのため、校長先生などの学校関係者は入っていない。学校側は、学習支援や学校経営方針などを説明し承認いただくかたちとなっている。
委 員 :	地域学校協働本部は、地域教育力支援コーディネーターがいて、そこに地域学校協働活動推進員がいるということか。
教育協働担当課長 :	地域学校協働本部は、地域学校協働活動推進員が中心となる。26校の各校にいる地域学校協働活動推進員が学校運営協議会への参加や学校の先生などの活動をするのかのすり合わせを行っている。地域教育力支援コーディネーターは、市で1名なので、それぞれの学校の地域学校協働本部での活動を回り、サポートしている。学校と協働本部で定例会を行い、その中で活動を決めている。
委 員 :	学校運営協議会や地域学校協働本部の構成員は、各校何名ぐらいなのか。
教育協働担当課長 :	学校運営協議会は、PTAの方や学童クラブ、幼稚園、保育園や学識経験者など少なくとも5~6名おり、学校にもよるが10名ぐらいで構成されている。地域学校協働本部は、地域学校協働活動推進員が中心となり学校独自で行っているので、学校ごとに違っている。
委 員 :	落合中の場合は、青少協と学校運営協議会、地域学校協働本部の活動を兼任している地域の方がおり、地域の方との関りがとても上手くいっていると感じている。また、小学校との連携ができている点も大きな違いだと思っている。
委 員 :	この活動に当初から関わっている。今は、子どもを中心としており、小学校は学校の先生がやりたいことについて、地域教育力支援コーディネーターや地域学校協働活動推進員が地域の人達を発掘し、内容に合ったものとなるようにお声がけをしている。負担が少なく、継続できるものを探している。地域学校協働活動推進員が各校1人というところでは、なかなか関わり方が難しく、その活動を地域全体で学校と一緒に行っているところである。
委 員 :	学校教員は、6年で異動となる。教員がどんどん変わっていく中で、変わらないのが地域の方。生徒も保護者も変わっていく。このような流れの中で、地域の方に入ってきていただくことで、良いものを引き継ぎ、続けていくことの意味は大きい。また、子どもが減ってきて=教員が減っていることもあげられる。教員が多かった時代と同じようなことができない現状もあり、地域の方も巻き込みながら教育を進めているところである。
会 長 :	「子どもは地域で育てる」ということを合言葉にしていくべきと思う。
委 員 :	地域で育てるうえで大事なことは、育った土地で大人になっていくことである。この土日にも、落合ふるさと夏祭りがあった。ここでは、落合中学校として子ども達主体のことを行った。この子ども達がゆくゆくは大人になり祭りを企画できる人材

	になってほしい、また地域のさまざまなところで地域のために還元できるような人材になってもらいたいとの思いがある。
委 員 :	夏祭りに行ったが、ごみ集めなど子ども達が大活躍していた。
会 長 :	本日は、学校・家庭・地域の連携・協働について学校側の切り口でお話いただいた。今回の探求は、学校教育と社会教育の連携がキーワード。この中で、委員の皆さんのが所属している団体が地域として、学校で何ができるかを考えいただき、その仕組みに上手くのっていければ良いと感じた。 以上で、本日の予定は全て終了した。この他に事務局から伝達事項はあるか。
社会教育・文化財担当課長 :	資料 11 をご覧いただきたい。令和 7 年度の都市社連協ブロック研修会の実施計画が決定された。今年度の統一テーマは、「つながり、関わり合い、ともに創造する地域の未来～身近な課題を自分ごととして考えよう～」である。第 3 ブロックは、町田市が幹事市となり、11 月 14 日(金)午後 1 時 30 分より町田市文学館で研修会を実施する予定。2 枚目、令和 7 年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会実施要項が決定された。交流大会・全体研修会は、12 月 13 日(土)に小金井市の宮地楽器ホールで開催される。いずれも委員の皆さんに案内するので、参加いただきたい。
会 長 :	以上で、本日の予定は全て終了した。次回は、10 月 20 日月曜日 10 時から、会場はベルブ永山の教育委員会会議室で行う。

(2 時間 00 分)

(閉会時刻 16 時 00 分)

会議規則第 10 条第 4 項によりここに署名する。

令和 年 月 日

会長

委員